

水戸基署発 1201 第 1 号
令和 3 年 12 月 1 日

労働災害防止団体の長 殿

水戸労働基準監督署長

令和 3 年度「水戸地区年末年始無災害運動」の実施について

師走の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、労働災害の防止について、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内（水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、笠間市、茨城町、大洗町、城里町、大子町及び東海村）における休業 4 日以上の死傷災害は、本年 10 月末現在で 621 件（速報値）発生しております。これは、前年同期と比べ 81 件（15%）増加しており、さらに、別紙のとおり 3 名もの尊い人命が失われるなど、極めて憂慮すべき事態となっております。

こうした状況を踏まえ、年末年始の繁忙期における労働災害防止を徹底し、関係者全員が明るい新年を迎えられるよう、下記により「水戸地区年末年始無災害運動」を実施することといたしました。

つきましては、本運動の推進にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 趣旨

中央労働災害防止協会が主唱する令和 3 年度年末年始無災害運動（後援：厚生労働省）の展開に連動した取組として、関係団体、事業者、労働者及び関係機関が協力して「水戸地区年末年始無災害運動」を実施する。特に、水戸署管内では労働災害が大幅に増加していることから、職場に危険な箇所、作業がないか、安全点検、安全パトロール等の集中的な取組を行う。

2 集中取組期間

令和 3 年 12 月 15 日から令和 4 年 1 月 15 日まで

3 運動標語

「みんなの願い！行く年来る年 無災害」

4 特に実施をお願いしたい事項

(1) 関係団体

団体の長による年末年始期の安全衛生方針の決意表明
集中取組期間における自主的な安全パトロールの実施
傘下会員に対する指導・援助

(2) 傘下会員（各事業場）

事業主による年末年始期の安全衛生方針の決意表明
集中取組期間における安全点検、安全パトロール等の実施

(3) 年末年始における非定常作業（大掃除、機械の運転停止・再稼働等）の災害防止対策の徹底

年末に多く実施される動力機械の大掃除等の非定常作業においては、機械の運転を停止して行うことを徹底すること。また、非定常作業における災害防止には、作業方法の決定や作業中の労働者を直接指導、監督する「職長等」の果たす役割が極めて大きいことに留意すること。

5 その他

(1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストの活用

(2) 交通労働災害防止対策の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストはこちらからダウンロード可能です。

